

発議第 1 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書  
の提出について

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 109 条第 6 項及び旭市議会会議規則（平成 17 年旭市議会規則  
第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 25 日 提出

旭市議会議長 飯嶋 正利 様

提出者 旭市議会

文教福祉常任委員会委員長 島田 恒

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

千葉県旭市議会

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 あて